

令和7年12月

各 位

病 院 長

病床再編に伴う外来診療報酬等の変更について

当院は令和7年12月1日（月）に病院機能の変更に伴う病床再編を行い、12月から以下のとおり診療報酬の計算方法等が変わりました。

- （1）病床数が222床から、189床に変更となりました。
- （2）病床数が200床未満になったことに伴い、これまで紹介状をお持ちでない場合にお支払いいただいた「**初診に係る特別料金（消費税込1,100円）**」が**不要**となりました。
- （3）再診時の「外来診療料（76点）」が「再診料（75点）」に変わりました。また、これまで外来診療料に含まれていた点数の低い検査及び処置等の費用が別途発生するようになりました。
- （4）外来受診時、一定の要件を満たした場合に「外来管理加算（52点）」「特定疾患療養管理料（87点）」「特定疾患処方管理加算（56点）」「生活習慣病管理加算（333～760点）」といった点数が加算されます。
- （5）医師が電話で患者さん（または家族等）と通話した場合は、**再診料（電話再診）**がかかる場合があります。ご了承ください。

ご不明な点は、本館1階の医事課にておたずねください。